

一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

山形県立産業技術短期大学校及び山形県立山形職業能力開発専門校から排出される一般廃棄物の収集運搬に関して次のとおりの仕様とする。

1 排出事業者及び収集運搬業者

排出事業者は、山形県立産業技術短期大学校長（以下「発注者」という。）
とし、収集運搬業者は、（以下「受注者」という。）とする。

2 委託内容

（１）受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、山形市の一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを発注者に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出する。

＜一般廃棄物＞

許可都道府県：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

（２）搬入先

受注者は、発注者から委託された前項の一般廃棄物のうち可燃物と不燃物は、山形市の管理する施設又は山形市の許可を受けた場所に搬入し処理するものとする。

古紙類については、受注者の契約しているリサイクル業者へ搬入し処理するものとする。

（３）委託する廃棄物の種類及び予定数量

発注者が、受注者に収集・運搬を委託する廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

区分	廃棄物の種類	予定数量	搬入先
一般廃棄物	可燃物（もえる物）	16,000 kg	山形市の管理する施設又は山形市の許可を受けた場所
	不燃物（水銀含有ごみ）	190 kg	山形広域環境事務組合（立谷川リサイクルセンター）
	古紙類 （新聞、雑誌、ダンボール等）	2,900 kg	受注者の契約しているリサイクル業者

（４）運搬処理

運搬処理は、土曜・日曜・祝日（１２月２９日から１月３日を含む）を除き、月８回の回収とする。回収日は可燃物は週２回、不燃物及び古紙類は月１回を目安とする。ただし、必要がある場合、又は発注者の指示があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ実施するものとする。

(5) 積替保管

受注者は、発注者から委託された一般廃棄物の積替え保管を行う場合には、法令に基づき、かつ、本契約で定める契約期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。また、一般廃棄物である物の中に、含まれている有価物がある場合には回収を行っても良い。

3 義務と責任

(1) 発注者

① 発注者は、委託する廃棄物の収集運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより、又混入した旨を受注者に通知せずに、受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、受注者は委託物の引取りを拒否することができる。この場合において、発注者は委託手数料の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

(2) 受注者

- ① 受注者は、発注者から委託された一般廃棄物を、その積込み作業の開始から、2の(2)に規定する事業場における荷降し作業の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。
- ② 受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

4 適正な労働条件の確保

受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守するものとする。